

千葉県宅地造成等の工事に関する許可審査基準（案）の概要

令和7年2月12日

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

1 本基準の趣旨

本基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法を適切に運用するため、法の許可に関する審査基準を制定するものです。

法の基本的な規制内容は、法、同法施行令及び同法施行規則により規定されており、法の規制対象となる工事の許可に関することも示されているところ、これらと合わせて、当該工事について許可をするか否かを判断するために必要な事項について、本基準を定めます。

2 本基準の概要

主に以下の項目について、規定しています。

- (1) 住民への周知
- (2) 工事主の資力・信用
- (3) 工事施行者の能力
- (4) 土地所有者等の同意
- (5) 地盤について講ずる措置に関する技術的基準
- (6) 擁壁の設置に関する技術的基準
- (7) 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準
- (8) 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準
- (9) 排水施設の設置に関する基準
- (10) 土石の堆積に関する工事の技術的基準
- (12) 設計者の資格
- (13) 土石の堆積に関する工事の期間

3 施行期日

宅地造成等工事規制区域の公示の日（令和7年5月26日予定）